faro ファーロ

東京司法書士会

「いざというとき」
あなたを照らすサポートマガジン

東京司法書士会
100周年
2019.11.9

vol.50
2019年
冬号

特集

「任意後見」を知っていますか？

コラム
今日から役立つコミュニケーション講座

連載
世界の偉人に学ぶ！ ナポレオンの名言から

Q&A
司法書士なんでも相談室
・売れない田舎の土地、相続登記はなぜ必要？
・インターネットサイトの請求画面、無視しても大丈夫？

特集

「任意後見」を知っていますか？

認知症は、今や、とても身近な病気です。
現在、65歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症と推計され、
さらに2025年には、約5人に1人にまで
増えると見込まれています。※
認知症になっても、人生は続きます。
そのときに、どうすれば自分らしく生き続けられるのか。
元気な今のうちから備えておけることの一つが、「任意後見」です。

※2015年の厚生労働省の発表より

任意後見劇場

任意後見って、
認知症になったときに、
後見人が選ばれるのかい？

それは、家庭裁判所から選任される後見人で、
「法定後見」の制度によるものですね。
元気なうちに自分で決めて契約する
「任意後見」とは、名前は
似ていますが別のものです

「法定後見」と「任意後見」の違い

●法定後見

認知症などで判断能力が不十分な人を、消費者被害などから法的に保護するための制度。家庭裁判所に申し立てを行うと、本人に代わって必要な契約を行ったり悪質な契約を取り消したりなどの役割を担う「法定後見人」が選任されます。判断能力の度合いで、「後見」「保佐」「補助」の3種類があります。

●任意後見

判断能力があるうちに、本人の意思で、将来（判断能力が不十分になったとき）の不安や不都合に備えるために結ぶ契約。本人と任意後見人との間で契約内容を決めて公正証書にしておき、本人の判断能力が衰えた時点で、契約の効力を発動させて後見を開始する制度です。

次ページから、
「任意後見」について
ご説明します

3

4

5

ちょっとした不安を感じ始めたときから人生の最後まで、必要に応じたサポートが受けられる制度があります

長じぃ「わしゃ今はまだ、頭ははっきりしとるぞ」
しげさん「でも、最近物忘れが増えてきたって言ってたじゃないかい」
長じぃ「まだ大丈夫じゃ！」

司法書士「そういうときに時間をかけて検討できるのが、『任意後見』のいいところなんですよ。**元気なうちにこれから先のことを考えて**、自分で意思表示や判断ができなくなったときに**自分の代理人（後見人）となってくれる人を決めて、その人との間に契約を結んでおく**のです」

後見人には誰がなれる？

権さん「後見人には、誰がなれるんだい？」

司法書士「基本的には、**本人が信頼できて任せたいと思う相手なら誰でもいい**です。多いケースとしては、子どもはもちろん、息子の妻や親しい友人などの相続人ではないけれど身近な人、甥・姪などのいわゆる身内、もしくは、司法書士や弁護士などの法律関係の専門家です」

長じぃ「嫁と、わざわざ契約を結ぶのかい？」

司法書士「例えば、長さんがお嫁さんに『施設に入るときはA施設がいい、葬式には次男夫婦は呼ぶな』などと伝えていたとしても、長さんが**認知症になった後に、それを証明する手段がありません**。また、認知症になったり亡くなったりしたとき、法的な相続人ではないお嫁さんは、長さんの**預貯金など財産を動かせません**。お嫁さんが長さんの思い通りにしてあげたいと思っても、難しくなります。そこで、長さんが元気なうちに、お嫁さんを後見人として、自分の今後に関する希望を盛り込んだ任意後見契約を結びます。その契約書を公正証書にして法務局に登記しておけば、お嫁さんは**法的に長さんの代理人として認められ、長さんの希望を叶えることができる**のです」

「任意後見」などのしくみ

本人の状態：病気、ケガなどの身体的問題発生

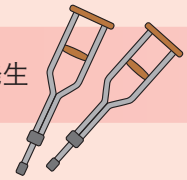

契約の種類

- 財産管理等委任契約（任意代理契約）：判断能力はあるが、病気やケガで体が動かなくなったときなどに、財産管理や健康・生活面で必要なことをサポートします
- 見守り契約：受任者（契約を結んだ司法書士など）が、本人と電話や面接などで定期的に連絡を取り、心身の状態や生活の状況を確認します

長じぃ「公正証書とか登記とか、わしにはよくわからん！」

司法書士「そこは司法書士の得意分野なので、ご相談ください。一緒に遺言書などの作成もしておくと、より安心ですよ」

頼める身内がいない場合は？

権さん「俺は子どもがいないし、自分のことを頼めるような人はいないなぁ。どうしたらいいんだ!?」

司法書士「そういう場合は、**司法書士や弁護士など法律の専門家に依頼する方が多い**です」

権さん「でも、知り合いの司法書士なんていねぇし、会ったばかりの人に、自分の今後を任せられるほど信頼できるかって言われてもなぁ・・・」

司法書士「確かにその通りですね。それで、**任意後見契約はその前段階となる『見守り契約』や『財産管理等委任契約』とセットで依頼されることが多い**のです。そもそも、認知症などの判断能力の低下は徐々に進行することが多いですし、いつ任意後見が必要な状態になるか、事前にはわかりませんよね。そこで、まずは『見守り契約』を結び、定期的に電話や面会などを行ってご本人の心身の状態や生活の状況を確認するのです。この**見守りの期間は、ご本人と司法書士がお互いのことを知って、信頼関係を深めていくのにも役立ちます**」

権さん「コイツにゃ任せられねぇ！と思ったら、解約してもいいのかい？」

司法書士「はい、**見守り契約や財産管理等委任契約の段階なら、いつでも解約できます**。任意後見監督人が選任された後だと、正当な理由なしには解約できなくなりますので、それまでの間に信頼できる相手を見極めることが大事ですね」

しげさん「お隣のおばあちゃんみたいに、認知症になってから後見人をつけるのじゃダメなのかい？」

司法書士「**法定後見人は家庭裁判所が選任するので、ご本人と面識がない人が選ばれる場合もあります**。財産管理や契約の代理などで不利益を被らないようにはできますが、おばあちゃんが本当は何を望んでいるのかは、知りようがありません。判断能力が低下した後でも『自分はこうしたい』と意思表明しておくためには、任意後見が適しています」

任意後見契約

家庭裁判所に、任意後見監督人選任の申立

家庭裁判所に選任された「任意後見監督人」の監督のもと、事前に契約した内容で、後見業務を行います

死後事務委任契約

葬儀や埋葬、関係者への連絡、家財道具の処分など、死後に必要な手続きを行います

任意後見で何ができる？

長じゃ「任意後見の契約内容ってのは、どんなことを書けるんだい？」

司法書士「後見人と合意の上なら、なんでも盛り込めます。どこでどんな生活をしたいのか、家や財産をどうしたいか、病院はどこに入りたいか、いざというときには誰に知らせて誰には知らせたくないのか、どんなお葬式をしたいのか、どこのお墓に入りたいのか。**ご本人がこだわりたいことは、すべて決めておけます**」

しげさん「うちの飼い犬のポチの世話のことなんかも書いていいのかしらね？ 認知症じゃなくても、突然脳溢血で倒れて入院しちまうなんてこともあるから、心配なのよ」

司法書士「もちろんＯＫですよ」

死後のことはどうする？

権さん「死んだ後のことも、頼めるのかい？」

司法書士「それが『死後事務委任契約』です。子どもなど**相続人がいない場合や、相続人はいてもその人たちに任せたくないという場合には、契約**するといいと思います」

しげさん「必要なメニューを選べるのはいいねぇ。でも、司法書士とか専門家に頼むと、お金かかるんでしょ」

司法書士「そうですね。請け負う契約の内容や誰に頼むかによって、報酬の金額は変わります。**ご本人が何を重視しているのか、そのためにいくら払えるのか**を考えて、契約相手と交渉されるといいと思います。身内が後見人になる場合は無報酬のことも多いようですが、もめ事の火種がある場合などは後見人の負担が大きくなりますから、**やはり契約の中で報酬を決めておくことが望ましいです**」

権さん「まずは司法書士さんに、相談だけしてもいいのかい？」

司法書士「はい、もちろん。将来に関して不安を感じたら、まずは一度ご相談ください」

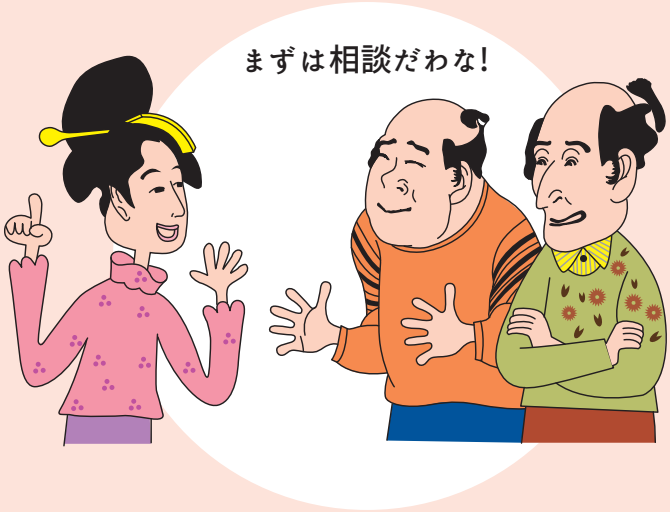

司法書士は、任意後見をはじめ、登記、財産管理、遺言書作成など
法律関係業務のエキスパートです。何でもお気軽にご相談ください。

司法書士ホットライン
03-3353-2700 平日10:00〜15:45

司法書士なんでも相談室

身の回りで起こるトラブルや悩み事。法律の専門家なら、解決のためのアドバイスができることがあります。このコーナーでは、皆様のお悩みに司法書士が答えていきます。

Q1 相続登記はなぜ必要なのですか。正直、田舎の土地は売れるあてもないので、お金も手間もかかる登記はできればしたくないのですが。

A 確かに、売る予定もないし誰も困らないのだから・・・・・と思うのはわかります。ただ、今は誰も困らなくても、将来的にもそうとは限りません。もしあなたが相続登記をせずに亡くなり、そのまま孫やひ孫の代まで放置していると、お互いに顔や連絡先すら知らない相続人が増えていきます。そうなってから状況が変化し「売りたい」「貸したい」となったら、相続登記のために相続人全員に連絡を取るだけで大ごとです。また、万一その土地や建物が震災などの被害に遭った場合、相続登記がされていなくて持ち主がわからないと、復興に必要な手続きなどができません。実際に東日本大震災では、相続登記の未了問題が復興の大きな妨げとなりました。子孫に迷惑をかけないためにも、必ず相続登記はしてください。

Q2 インターネットサイトで「閲覧する」のボタンを押したら、5万円を請求するという画面が表示されました。払わないと裁判を起こすとも書いてあったのですが、無視しても大丈夫でしょうか？

A 無視して問題ありません。というより、無視するのが一番です！ 個人情報を聞き出される可能性があるので、表示された連絡先に問い合わせたりしないでください。

法律上、契約の成立には当事者の意思の合致が必要です。あなたは、「閲覧する」のボタンを押すことが有料契約の申込になることがわかりやすく表示されていない画面で、ただボタンを押しただけですね。それでは、必要な「意思の合致」がないため、契約は成立していません。当然、支払いの必要もありません。

なお、こういうケースは詐欺ですので、万一個人情報が知られてしまっていても、裁判を起こされる心配はありません。

心のカウンセラー 菅野泰蔵の

今日から役立つ コミュニケーション講座

第8回

臨床心理士 菅野泰蔵

すがの・たいぞう／学習院大学相談室や代々木の森診療所などを経て、現在、東京カウンセリングセンター所長。『カウンセラーの「聴く力」』(PHP研究所)、『上手に「気持ち」を伝える技術』(大和書房)など著書多数。

苦手な人とうまく話す方法

あの人はちょっと苦手、なるべく関わりたくない、と思っていても、その相手とどうしても話さなければならないことがあります。そんなとき、ちょっと役に立つヒントをご紹介します。

■話すテーマについて相手よりも知識をつける

例えば、あなたとウマの合わないお兄さんがいたとしましょう。長年疎遠にしていたが、父親が亡くなり、「遺産分割」についてどうしても話さなければならなくなった。兄と話すのは苦手だけれど、自分に不利にならないように、必要なことをきちんと話し合うにはどうしたらいいのでしょうか。

こういう場合に大事なのは、話し合いのテーマである「遺産分割」について、あなたがきちんと勉強して、十分な知識を身につけておくことです。なんの知識もなく感情的に話してしまうと、立場の強い相手に言い負かされたり、言い合いになったりして、話が紛糾してしまいます。お兄さんよりも知識をつけて臨むことで、冷静に、対等に、話し合いを進めることができます。

■「相談」すれば会話の往復が生まれる

もうひとつ例をあげます。結婚して、義理のお姉さんができた。今後の親戚づきあいを考えると、早く打ち解けて仲良くしたいが、彼女は社交的でなく何を考えているのかよくわからない……。

こんな場合、まずは相手の「好きなことを知る」のが先決です。社交的でない人というのは、言い換えれば「間口が狭い人」。そういうタイプの人とコミュニケーションをとるには、ピンポイントで相手の興味・関心事に合わせないといけません。

また、こういう人との会話の糸口としておすすめなのは、「相談する」ことです。相談すれば、必ず何らかの答えが返ってきて、会話の往復が図れます。もしお姉さんが音楽好きだったら、「このアーティストだったらどのアルバムがおすすめですか？」などと聞いてみましょう。よく、引っ越し先でお隣さんと初めて話をするときに「一番近いスーパーはどこですか？」「子どもを遊ばせるのにいい公園はありますか？」などと聞きますね。いきなり仲良くしましょう、と言っても相手が敬遠します。最初は意図的にでもちょっとした相談をして、自然なコミュニケーションを始めてみてはいかがでしょうか。

世界の偉人に学ぶ！

ピンチをチャンスに変える考え方

挫折、失敗、絶望。生きていれば誰しも「もうダメかも」と思うような瞬間があるかもしれない。そんなときは、偉人がヒントをくれる。どん底を乗り越え、偉業を成し遂げた彼らの考え方に学んでみよう。

今回の名言

華々しい勝利から没落への距離は、ただ一歩にすぎない

——ナポレオン

「英雄」という代名詞がこれほどよく似合う男もいないだろう。ナポレオン・ボナパルトのことである。フランス革命で戦功を上げたのち、フランス軍を率いて、連戦連勝。ヨーロッパの覇者となり、皇帝まで上りつめた。

だが、幼少時代のナポレオンは、英雄どころか、いじめられっ子だった。コルシカ島の貧しい田舎貴族の家に生まれ、フランス語もろくに話せない。背が小さかったナポレオンは、からかわれてばかりだったという。

友達もできず、読書に没頭する日々を送ったナポレオン。夢中になったのが、シーザー、アレキサンダー、フリードリヒ大王などの武勇伝である。ナポレオンは軍人を志して、陸軍士官学校へ進学する。

だが、入ったのは大砲を運ぶといういたって地味で不人気な砲兵科だった。華々しいスタートとはいえなかったが、人の行く裏に道あり花の山。後の戦闘で大砲を効果的に取り入れるのに、大いに役立つ知識を得ることになった。

運命が動いたのは、24歳のときだ。イギリス軍の撃退に成功すると、3年後にはイタリア遠征軍総司令官に任命される。その後の活躍ぶりは、前述した通りで、ナポレオンは名指揮官として名を馳せていく。いじめられていた小学校時代に、軍事の本をたくさん読んでいたことも、その下地となったようだ。

実力で這い上がった戦争の天才ナポレオンだが、どれだけ有利な状況でも油断することはなかったという。勝利を確信した瞬間こそが最も危ない——。それが、挫折だらけの人生から、彼なりに学んだことの一つだった。

逆にいえば、没落から勝利への距離も、ただの一歩に過ぎない。そのこともナポレオンは知っていた。

どれだけ悲惨な状況に自分が置かれたとしても、人生を投げないことだ。もうひとふんばりしたあとに、大きな転機が待っていることは、驚くほどに多いのだから。

ナポレオン・ボナパルト
軍人、政治家。軍の司令官としてオーストリア軍に連勝するなど大活躍。さらにエジプトにまで遠征する。35歳でフランス第一帝政の皇帝に。中部ヨーロッパを制覇するが、ロシア遠征には失敗し退位。その後皇帝の座に返り咲くもワーテルローの戦いに敗れセント・ヘレナ島に島流しされ、そこで没する。

ナポレオン的結論

勝っていても油断するな
負けていても絶望するな

文 真山知幸
著述家。ベストセラー シリーズ『ざんねんな偉人伝』（学研プラス）のほか、偉人や名言をテーマに著作多数。
書籍の監修や、大学での講義も行っている。週刊有料メールマガジン『それでも笑って生きるための偉人マガジン』を配信中。

東京司法書士会 創立100周年 記念式典・祝賀会を開催

東京司法書士会
100周年
2019.11.9

東京司法書士会は、2019年11月9日に創立100年を迎えました。その節目を記念して開催された「創立100周年記念式典・祝賀会」の模様をレポートします。

現在の司法書士という職業が法律で正式に定められたのは、今から100年前の大正8(1919)年でした。司法書士(当時の名称は「司法代書人」)を司法制度を支える職業の一つとして定めた「司法代書人法」が施行されたのです。そして、同年11月9日に、「東京司法書士会」の前身である「東京司法代書人会」が設立されました。

満100年となる今年11月9日に開催された記念式典では、司法書士の歴史を振り返り、今後のあり方を考えるために、司法制度論などの専門家である九州大学名誉教授の大出良知氏による記念講演「司法代書人法制定から100年」が行われました。出席した約450名の司法書士と関係者は、真剣な表情で聞き入っていました。

記念式典には菅義偉内閣官房長官から祝辞が寄せられ、東京司法書士会の八島昌栄副会長が代読しました。

記念式典後の祝賀会には、小池百合子都知事ほか多数の国会議員の方々が来場されました。また、シンガーソングライターの光永亮太氏が、100周年記念歌「潮踏の里」を披露。東京司法書士会の親善大使であるはたゆりこさんと公認キャラクターしほたんも登場し、お祝いムードを盛り上げました。

野中政志会長が挨拶に立ち、100周年への思いと今後の抱負を述べた

柏戸茂相談役、山本修相談役、今川英二郎相談役、野中政志会長による鏡割り

記念講演「司法代書人法制定から100年」(概要)

まずは、大正8年以前の代書人の状況から振り返り、「司法代書人法」制定の意義を語られました。さらに、「司法書士」への名称変更や簡裁代理権の獲得などをはじめ、現在までの司法書士の身分や役割の変遷について、司法制度の歴史の中での位置づけや意義などを俯瞰して解説。最後に、これまでの100年の歴史の意味を総括し、「使命規定」が新設された2019年6月成立の改正司法書士法に触れて、今後司法書士が果たしていく役割について期待を述べられました。

九州大学名誉教授
大出良知氏

司法書士と東京司法書士会の歩みを展示「100周年記念ミュージアム」

会場のエントランス付近には、司法書士の仕事や東京司法書士会の歴史を示す、さまざまな資料を展示しました。

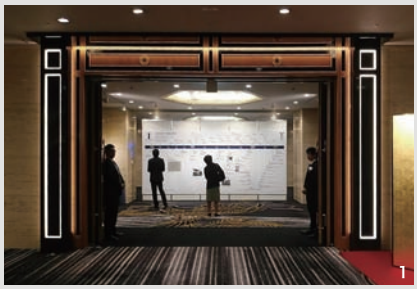

1.100年の歴史を記したパネル 2.東京司法書士会の初の本拠地として昭和45年に建設された旧司法書士会館 3.明治時代の地券 4.大正8年「東京司法代書人会」の創立総会の招集通知

100周年記念歌「潮踏の里」を披露した光永亮太氏のステージ

山本修相談役の音頭による万歳三唱で祝賀会を締めくくった

司法書士ミニヒストリー

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときに手助けをし、書類の作成や手続代行も行っていた「公事宿(くじやど)」と考えられています。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

今回の表紙
東洲斎写楽「中島和田右衛門のぼうだら長左衛門と中村此蔵の船宿かな川やの権」(なかじまわだえもんのぼうだらちょうざえもんとなかむらこれぞうのふなやどかながわやのごん)
ⓒ公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

faro ファーロ
ファーロ faro 2019 winter vol.50 ／2019年12月6日発行
発行元:東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37
TEL.03-3353-9191
発行責任者:清水輝明　編集人:倉石裕子
制作:株式会社一粒舎　印刷:柳本印刷株式会社

東京司法書士会では**無料法律相談**を実施しています

一人で悩まず、司法書士にご相談ください

公認キャラクター しほたん

遺言のことを聞きたい

相続の問題で困っている

会社をつくりたいけどどうしよう

クレジット・サラ金の問題で悩んでいる

不動産の名義変更をしたい

成年後見制度を使うには？

友人とのお金の貸し借りで困っている

弟と遺産争いに…

隣家と境界線でトラブルに

電話で相談したい

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00〜15:45

平日（月〜金曜）

03-3353-2700

夜 17:00〜19:45

水・木曜（祝日除く）

042-540-0663

会って相談したい

2カ所の相談センターがあります。まずは、電話でご予約ください

四 谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37
（JR四ツ谷駅から徒歩4分）

電話予約はこちら

03-3353-9205

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます（女性の方のみ）。電話予約の際に、その旨お伝えください。

立 川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル202-A
（JR立川駅から徒歩６分）

電話予約はこちら

042-548-3933

平日 10:00〜16:00

もめごとを当事者同士で解決したい

調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決をめざします

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などとのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせ・予約はこちら

03-3353-8844

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

まずはお電話ください！

出張による相談にも対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方（東京在住の方のみ）を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。

※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

03-3353-9191

（東京司法書士会事務局）
平日 9:00〜17:00

東京司法書士会のHPからもお申し込みいただけます

東京司法書士会

https://www.tokyokai.jp/

視覚障がいの方のための音声コード（Uni-Voice）です